## 市第71号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例(番号)

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号)の一部を 次のように改正する。

第44条の2中「第51条第1項第4号から第6号まで」を「第51条 第1項第2号から第4号まで」に改める。

第51条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、同号の 次に次の1号を加える。

(2) 令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分(当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合に限る。)

ア 令別表第1億項ロに掲げる防火対象物

イ 令別表第1億項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

)

第51条第1項第3号及び第4号を削り、同項中第5号を第3号と し、第6号を第4号とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築 、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物にお ける自動火災報知設備に関する基準については、この条例による 改正後の横浜市火災予防条例第51条第1項の規定にかかわらず、 平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

## 提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、自動火災報知設備に関する基準の整備を図るため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

## 参考

横浜市火災予防条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{Q} & \underline{C} & \underline{X} \\ \underline{L} & \underline{Q} & \underline{Q} & \underline{C} \end{pmatrix}$ 

(通則)

第44条の2 今第9条の規定は、この章(次条第1項、第47条第1項、第48条第1項第4号、<u>第51条第1項第2号から第4号まで</u>、第51条第1項第4号から第6号まで、第54条第1項及び第58条第1項第1号を除く。)の規定について、適用する。

(自動火災報知設備に関する基準)

- 第51条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火 災報知設備を設けなければならない。
  - (1) 令別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物 (主要構造部を耐火構造としたものまたは建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イもしくは口のいずれかに該当するものを除く。) で、延べ面積が 150 平方
  - (本文省略)
  - (2) 令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分(当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合に限る。)
    - ア 令別表第1億項口に掲げる防火対象物
    - イ令別表第1 (6) 項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第 5 条 第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類 するもの(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。 )

- (3) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、児童養護施設、児童自立支援施設(通所施設を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの(次号において「児童養護施設等」という。)で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (4) 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表 (5) 項ロ若しくは (6) 項ロに掲げる防火対象物又は児童養護施設等の用途に供される部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のものの当該用途に供する部分
- (本文省略)
- (本文省略)

(第2項及び第3項省略)